

地方消費税交付金（社会保障財源化分）が充てられる社会保障施策に関する経費について（平成28年度予算）

平成26年4月1日より消費税率（国・地方）が5%から8%へ引き上げられたことに伴い、地方消費税交付金の増収分については、その用途を明確化し、社会保障施策に要する経費に充てるものとされています。

平成28年度一般会計当初予算における社会保障施策経費への充当状況については、次のとおりです。

【歳入】地方消費税交付金（社会保障財源化分） 66,706 千円

【歳出】地方消費税交付金（社会保障財源化分）が充てられる社会保障施策に要する経費 1,393,876 千円

（単位：千円）

区分		平成28年度 当初予算額	財源内訳				うち地方消費税交付金 （社会保障財源化分）
			特定財源		一般財源		
			国・道支出金	その他			
社会福祉	障がい者福祉	320,123	223,230	3,600	93,293	37,846	
	高齢者福祉	43,741	2,812	4,366	36,563		
	児童福祉	571,455	273,936	55,753	241,766		
	母子福祉	62,222	10,779	928	50,515		
	（小計）	997,541	510,757	64,647	422,137		
社会保険	国民健康保険事業	67,951	38,589		29,362	21,096	
	介護保険事業	104,491	90		104,401		
	後期高齢者医療事業	123,051	21,504		101,547		
	（小計）	295,493	60,183	0	235,310		
保健衛生	疾病予防	45,109	593	2,863	41,653	7,764	
	母子保健	25,150	10,760	29	14,361		
	医療	30,583			30,583		
	（小計）	100,842	11,353	2,892	86,597		
合計		1,393,876	582,293	67,539	744,044	66,706	

※地方消費税交付金（社会保障財源化分）は、地方消費税交付金の平成28年度予算額（162,000千円）の17分の7の額としています。

※各事業に要する一般財源の比率に応じて按分して充当しています。